

潟上市総合教育会議 会議録

開催日時	令和4年8月5日（金） 午後3時27分～午後4時32分
場 所	潟上市役所 4階 常任委員会室1
案件	(1) 潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針（案）について (2) その他
出席者	(会議構成員) 市 長 鈴木 雄大 教育委員会 工藤 素子 教育長 山口 義光 教育長職務代理者 佐藤 有加 委員 吉原 慎一 委員 稲荷 一清 委員 (会議構成員以外の出席者) 副市長 鎌田 雅人、総務部長 千葉 秀樹、教育部長 澁谷 豊、 総務課長 古仲 淳、財政課長 伊藤 強、教育部教育監 三戸 智佳、 教育総務課長 斉藤 栄子、教育総務課総務学事班課長補佐（兼）班長 菅原 加奈子、 教育総務課学校管理班課長補佐（兼）班長 永井 英明
欠席者	なし
記録者	総務部総務課行政情報班

<次第及び会議結果概要>

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 案 件
 - (1) 潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針(案)について
【会議の決定により非公開】
 - (2) その他
 委員から示された次の事項について、協議した。
 - ① 特別支援学校の卒業生に対する雇用の場の提供について
 - ② デジタル格差の解消のための機会の創出について
- 5 閉 会

<会議内容>

◆ あいさつ

鈴木市長：本日は、教育委員会から要請を頂き、この総合教育会議を招集した。協議事項として提示された「潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針（案）について」は、都度、経過の報告を受けてきたが、この度、教育委員会としての見解がまとまったということである。全国的に少子高齢化が進行し、今後、加速度的に人口減少が進むことも予想される中、教育環境の適正化の議論については、避けては通れないものであり、本市の将来の在り方にもつながる非常に重要なテーマである。ぜひ忌憚のない意見を賜るようお願い申し上げます。

工藤教育長：先般、市長に総合教育会議の開催を依頼させていただき、本日このように招集いただいたこ

とに感謝申し上げます。私ども教育委員会は、本市の子どもたちがふるさと潟上を愛し、幅広い視野と思いやりの心を持って、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことができるように、適正な学校、教育環境を整えていくことが大変重大な責務と考えている。昨年度、このことに関する検討委員会を設置の上、私どもから検討委員会に諮問をいたし、頂いた答申を基に、基本的方針についての熟議を重ねてきた。本日はその案を市長に諮り、今後市として進めていく方向性について指導を賜りたい。

◆潟上市総合教育会議設置要綱第4条第1項により、議長（市長）が進行

鈴木市長（議長）：会議の公開について諮る。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項では、「総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない」と規定されている。本日の案件は、この規定のただし書に該当しないものとして、会議を公開することとしてよろしいか。

工藤教育長：案件1については、今後、議会及び市民への情報公開、そして説明を尽くしていくための前段階として、情報管理を要する段階と考えており、教育委員会でも、非公開の秘密会扱いとして審議を重ねてきているところである。こうした事情を酌んでいただき、案件1については、非公開とすることを願います。

鈴木市長（議長）：会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、市民等の間に混乱を生じさせるおそれなどがあり、規定のただし書にある「会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき」に該当するのであれば、非公開とすべきと考えるがどうか。

構成員全員：非公開とすることに異議なし。

鈴木市長（議長）：会議での決定により、本日の案件1については、非公開とすると決定した。会議録は、会議の非公開部分については公表しない取扱いとする。

◆ **潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針(案)について**

【会議の決定により非公開】

◆ **その他**

【案件(1)に関連する協議部分については非公開】

吉原委員：先週の新聞に掲載された、本市にある天王みどり学園を会場に、特別支援学校の卒業生の職場定着促進を図る会議が開催されたという記事を見て、市が主体となって、卒業生に雇用の場を提供できないかと考えた。以前、総合教育センターで同校の生徒たちが職場体験としてウェ이터やウェイトレスをしていた際、大変生き生きと手際よく働いていた。市役所庁舎には食堂やカフェがなく、実現にはクリアすべき多くの課題があると思われるが、卒業生たちが働くということによって、何よりも彼らが自立して生きていけるという手応えを掴める。また、市としても、市長が掲げる「支える力」あるいは「稼げる力」

の一端を担う活動となるとともに、市が主体となって、インクルーシブ社会の実現に向けた非常に大きなメッセージを発信することができるのではないかと。

職員や市民が気軽にコーヒーを飲みに行くような場所があれば、そこで生き生きと働く障がい者の方々への理解や交流を深める場を提供することにもなると思うので、もしも何か機会があった際には、ぜひ検討いただければありがたい。

鈴木市長（議長）：私も庁舎内にそういった店があればいいなと感じていたが、実は庁舎のすぐ近くで、南秋福祉会つくし苑さんがカフェを併設してコーヒーやパンを販売している。こうしたことから、庁舎内のカフェ開設については、民業圧迫になるおそれもあり、検討した結果、断念した経緯がある。

障がい者の雇用という観点でいえば、通勤が可能な軽度の方については政策として進めていくことができる一方、重度の障がいのある方については雇用の場を確保することは、現状、非常に困難な状況にある。

県議時代も当事者の家族の方に話を聞くなど問題意識をもって取り組んできた分野であり、本日、吉原委員から意見も頂いた。今後、更にアンテナを高くして、通常の雇用拡大とはまた別の意味合いを持つものとして捉え、軽度も重度も含め、障がいのある方の雇用の場の確保について、事業者に対する支援などを考えていきたい。

佐藤委員：デジタル格差の解消やデジタル化の推進に向けて、年配の方々や任意団体などが学べる機会があればいいと思う。本市の公共施設は、Wi-Fi環境がだいぶ整っているもので、それを利用して、まずはデジタル環境に触れ、関心をもってもらうことから始められればと考えている。

鈴木市長（議長）：御指摘のデジタル化の課題について、庁内のデジタル化としては、今はまだあまり進んではないものの、先般の生活応援給付金の交付申請をはじめ、少しずつ電子申請などを導入するようになってきており、将来的には更に強力に進めていく必要があると認識している。真にデジタル化を進めるためには、ある程度の必然性を与えながら半ば強制的にでも取り組まなければ、特にスマートフォンなどをこれまで使用したことのない高齢者の方々などは、デジタルに触れるきっかけも機会もなく、デジタル格差がいつまでも解消されないという事態につながりかねない。鹿角市など先行自治体の例もあるので、高齢者などが楽しみながらスマホに触れられるような機会を提供する事業等も検討してみたいが、一方で、高齢化に伴う身体機能の低下などによりスマホの操作が困難な場合もある。デジタル化の推進は国全体の課題でもあるが、なかなか難しい課題であると感じている。

（終了：午後4時32分）